

呉市水道局水道施設情報管理システムの公募型プロポーザルを実施します

呉市水道局では、既設ファイリングシステム内にある工事しゅん工図及び旧呉市内区域の給水台帳等及び既設水道情報管理システム内にある合併8町区域の給水台帳等の膨大な資料を一元管理し、維持管理業務の効率化を図るとともに、危機管理上においても緊急時の迅速な復旧体制を確立することができ、更には施設の管理運営（アセットマネジメント）を実践する上で蓄積されたデータの抽出集計等を容易にすることのできるシステム（以下「水道施設情報管理システム」という。）の構築及び運用について、受託を行い得る能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力が優れた者を提案競争（以下「プロポーザル」という。）により選定するための提案を募集します。

追記・回答書は、要領や仕様書等を充足するものとします。また、同一項目については、日付が新しい追記を優先します。

システム名称

呉市水道局水道施設情報管理システム

提案の範囲

(1) システム構築

新規作成データと既設システムからの移行データとを統合した新たなシステムの構築

(2) 既設システムから新システムへのデータ移行

ア 既設ファイリングシステム

イ 既設水道情報管理システム

(3) 構築システムの運用・保守

ア システム全般の運用及び保守

イ 業務運用サポート

システム構築期間及びシステム賃貸借・運用期間

システム構築期間：契約締結の日から平成25年1月31日

賃貸借・運用期間：平成25年2月1日から平成30年1月31日

参加資格

プロポーザルの参加資格者は、参加を表明する時点で平成23・24年度呉市水道局物品等入札参加有資格者名簿の認定を受け、かつ、営業種目表50A機器の「3ソフト開発販売」に登録がある者で、次の各号に掲げる条件を全て満たし、呉市水道企業管理者が認めた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明日から契約締結までの間のいずれの日においても、呉市水道局入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止又は指名留保措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと（手続の開始後、呉市水道局入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
- (4) 破産の申立てがなされていない者
- (5) 市町村税の滞納がないこと。（個人の場合はその代表者、法人の場合は法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
- (6) 消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がない者
- (7) 呉市水道局水道施設情報管理システム仕様書の内容に基づく業務を行うことができる者
- (8) 平成8年4月1日以降に、日本国内の人口20万人以上又は都道府県庁所在地の自治体に対し、水道施設情報管理システム（水道マッピングシステム等システムの呼称は問わない。）を構築した実績のある者（現在構築中のものについては、実績に含めない。また、実績人口は、システム納入当時の人口とする。）

スケジュール

7月22日（金）	提案書作成要領等の公表，受付の開始
8月8日（月）	質問書の提出期限
8月11日（木）	質問の回答
8月18日（木）	参加表明書の提出期限 午後5時必着
8月22日（月）	提案書提出依頼の通知（呉市水道局）
9月5日（月）	提案書等の提出期限 午後5時必着
9月20日～28日	プレゼンテーション・ヒアリング（日時は抽選による）
9月29日（木）	・提案価格書及び内訳書の提出期限 午後5時必着
10月7日（金）	優先交渉権者の選定結果の通知（予定）
10月11日（火）～	導入仕様打ち合わせ
11月初旬	…………… 契約締結

お問い合わせ先

配水課 給水維持係 電話 0823-26-1634